

# 津島市から ブロック塀等撤去費補助のご案内

## ～ ブロック塀等撤去費補助事業 ～

市では市民の安全を守るため、倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去に対し、補助金を交付しています

◎ 受付期間 令和6年10月31日 まで  
※募集戸数に達した場合は、期間内でも受付を締め切ることがあります。

◎ 募集戸数 10戸程度（先着順）

次の要件等を満たすブロック塀等の撤去が対象となります

- ◎ 補助対象
- ①「津島市地域防災計画－資料編－」に掲げる避難所（民間協力一時避難所および福祉避難所を除く。）又は市内における住宅や事業所等から避難所に至る道路に面し、その境界から2m以内にあるもの
  - ②倒壊のおそれがあるもの
  - ③道路からの高さが1m以上のもの
  - ④建築物の新築または改築等に伴う撤去でないこと
- ※詳しくは下記取扱い担当までお尋ねください。

◎ 補助限度額 **10万円／件** ※

※撤去工事に要した費用に2/3を乗じた額か、撤去面積1㎡あたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額を補助します

所有者の方だけでなく、ご家族などからのご相談も受付していますので、お気軽にご相談ください！

～詳しくは下記までお問い合わせください～

〒 496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市 建設産業部 都市計画課 都市計画グループ

電話0567-55-9627

ホームページでもご覧になれます

<http://www.city.tsushima.lg.jp>

津島市>くらし>住まい・建築>ブロック塀等の安全対策について

